

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和3年4月18日 10時16分ごろ
発生場所	宮崎県門川町乙島東方沖 門川港浅海防波堤西灯台から真方位181°370m付近 (概位 北緯32°28.1' 東経131°40.5')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、浸水した。
事故調査の経過	令和3年5月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3.3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波向 南、波高 約0.9m
事故の経過	<p>本船は、操縦者ほか1人が乗り、釣りの目的で、門川町門川漁港を出航した。</p> <p>操縦者は、出航前に気象情報を確認し、午後から風が強くなるので、午前中に帰港しようと考えていた。</p> <p>本船は、宮崎県日向市観音埼南東方沖にて釣りを行っていたところ、風と波が強くなってきたので、釣りを止めて、門川漁港に向けて帰港中、船首方からの波を乗り越えた際、船尾側が下がり、そこから海水が船内に流入して、船尾部が船外機まで水没し、船外機が停止した。</p> <p>本船は、操縦者が門川漁港までの航行は難しいと判断して118番通報を行い、来援した巡視艇により同漁港までえい航された。</p> <p>操縦者は、周囲に避難可能な港があったが、門川漁港まで帰港できると考えていた。</p>
分析	本船は、操縦者が、風と波の影響を強く受ける状況下、避難可能な港があったものの、門川漁港に向けて航行を続けたことから、船首方からの波を乗り越えた際、船尾が下がり、海水が流入して浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、操縦者が、風と波の影響を強く受ける状況下、避難可能な港があったものの、門川漁港に向けて航行を続けたため、船首方からの波を乗り越えた際、船尾が下がり、海水が流入して浸水したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ミニボートの操縦者は、乾舷の低いミニボートが風と波の影響を受けやすいので、天候の変化等に備えて、航行予定海域内の避難港を調査し、天候の変化等があった場合は、直ちに避難港に避難すること。・ミニボートの操縦者は、最新の気象情報を入手し、天候の悪化が予測される場合は、出航を控えるか、又は速やかに帰航すること。
--------------	--